

ID: 3048

担当部署: 総務課

処分の概要	製造保安責任者等の解任命令		
法令名称 根拠条項	火薬類取締法 第34条		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】 法第34条の規定による。 (製造保安責任者等の解任命令) 第34条 経済産業大臣は、製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者が、この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不適當であると認めるときは、製造業者に対し、製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者の解任を命ずることができる。 2 都道府県知事は、取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不適當であると認めるときは、火薬庫の所有者若しくは占有者又は第30条第2項の消費者に対し、取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者の解任を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年10月31日